

## 令和2年度 大阪府「乳幼児家庭の教育力向上事業」推進会議 設置要綱

### (目的)

第一条 子どもの「未来に向かう力（非認知能力）」の育成に向け、その土台形成となる乳幼児期における家庭の教育力の向上を図るため、大阪府「乳幼児家庭の教育力向上事業」推進会議（以下「本会」という）を設置し、事業の円滑かつ効果的な推進を図る。

### (職務)

第二条 本会は、次の事項について、助言を行う。

- 一 「乳幼児家庭の教育力向上事業」に係る取組み（市町村でのモデル実施の取組みや手引書の作成等）
- 二 その他、家庭教育支援の取組み全般

### (委員)

第三条 本会は、別表1に掲げる幼児教育、保育等に関する学識や経験を有する者（以下「学識等経験者」という）を構成員とする。

- 2 学識等経験者は、幼児教育、保育等の専門分野において優れた識見を有する者その他適当と認められる者の中から大阪府教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第四条 本会は、地域教育振興課長が招集する。

- 2 委員の互選により座長を置くものとし、会議の議長は座長が担う。
- 3 乳幼児教育及び乳幼児家庭への支援等に関係する事務を所掌する課（別表2）は、オブザーバーとして出席するものとする。
- 4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (謝礼及び実費弁償)

第五条 学識等経験者及び第四条第4項に規定する出席者に対し、謝礼金として1回ごとに市町村教育室講師等謝礼額基準表に定める額を支払うことができる。

- 2 府の経済に属している者に対して謝礼金は支給しない。
- 3 費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
- 4 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 5 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属している常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のために旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

### (事務局)

第六条 本会の事務局は、大阪府教育庁市町村教育室地域教育振興課が担う。

### (その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

[附則] この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

令和2年度 大阪府「乳幼児家庭の教育力向上事業」推進会議 名簿

(別表1) 委員

所 属	役 職	委 員 名
大阪総合保育大学大学院 児童保育研究科	教 授	大方 美香
京都大学 大学院文学研究科	准 教 授	森口 佑介
大阪成蹊大学	教 授	山本 智也

(別表2)

所 属
大阪府 福祉部 子ども室 子育て支援課 認定こども園・保育 G
大阪府 健康医療部 保健医療室 地域保健課 母子 G
大阪府 幼児教育センター